

広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画(第3次)

かけがえのない命を支え合い、生きる喜びを分かち合えるまち「ひろしま」
～ ささえあい、みとめあい、ゆるしあえる社会を目指して ～

令和4年（2022年）3月

広島市

1 広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画（第3次）策定について

計画策定の趣旨

- 広島市の自殺者数は、全国の状況と同様に、平成10年(1998年)に急増して以降年間200人を超える状況が続き、深刻な社会問題となりました。こうした中、平成18年(2006年)10月に国の自殺対策基本法が施行され、広島市でもうつ病・自殺(自死)対策を総合的・計画的に推進するため、平成20年(2008年)6月に「かけがえのない命を支え合い、生きる喜びを分かち合えるまち“ひろしま”」を基本理念として、第1次計画（計画期間：平成20年度(2008年度)～28年度(2016年度)の9か年）を策定し、その後、平成26年(2014年)11月に第1次計画の中間見直しを、平成29年(2017年)3月に第2次計画（計画期間：平成29年度(2017年度)～令和3年度(2021年度)の5か年）を策定しました。
- 第1次及び第2次計画の策定以降は、自殺者数が総じて減少するなど一定の成果を挙げてきましたが、第2次計画の計画期間が令和3年度(2021年度)末に終了することから、第2次計画の基本理念や取組を継承・発展させていくとともに、これまでの取組で明らかとなった課題、市民アンケート調査結果、社会情勢の変化及び自殺(自死)をめぐる諸情勢の変化などを踏まえ、更に市民の自殺(自死)の防止を図り、今後の本市のうつ病・自殺(自死)対策を総合的・計画的に進めていくため、「広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画（第3次）」（以下「第3次計画」という。）を策定します。

計画の位置付け

- 国の「自殺対策基本法」及び「自殺総合対策大綱」に基づく「市町村自殺対策計画」
- 広島市基本構想に基づき策定する広島市基本計画の部門計画であるとともに、広島市地域共生社会実現計画（広島市地域福祉計画）を上位計画とする福祉分野の個別計画

持続可能な開発目標（SDGs）への対応

- 平成27年(2015年)9月の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中の「持続可能な開発目標（SDGs）」は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済や社会、環境などの広範な課題に対して、先進国を含む全ての国々の取組目標を定めたものです。SDGsが目指す「誰一人取り残さない」社会の実現とは、本市が目指す「平和」、すなわち、単に戦争がない状態にとどまらず、良好な環境の下に人類が共存し、その一人ひとりの尊厳が保たれながら人間らしい生活が営まれている状態の実現に他なりません。
- このため、本市では、本計画の上位計画である「広島市基本計画」において、SDGsを計画に掲げる施策の目標として位置づけ、その着実な達成を目指すこととしています。同計画では、「第2節 保健・医療・福祉の充実」の「第1項 健康づくりの推進と医療提供体制等の充実」の「基本方針2 社会全体で健康を支え守るための環境づくり」において、自殺(自死)の防止に取り組むこととしており、達成を目指すSDGsとして以下の3つの目標を掲げています。
- これらのSDGsの3つの目標は、本計画に掲げる施策と特に関連が強く、その目標の達成に寄与するために、具体的な取組を進めていくこととします。



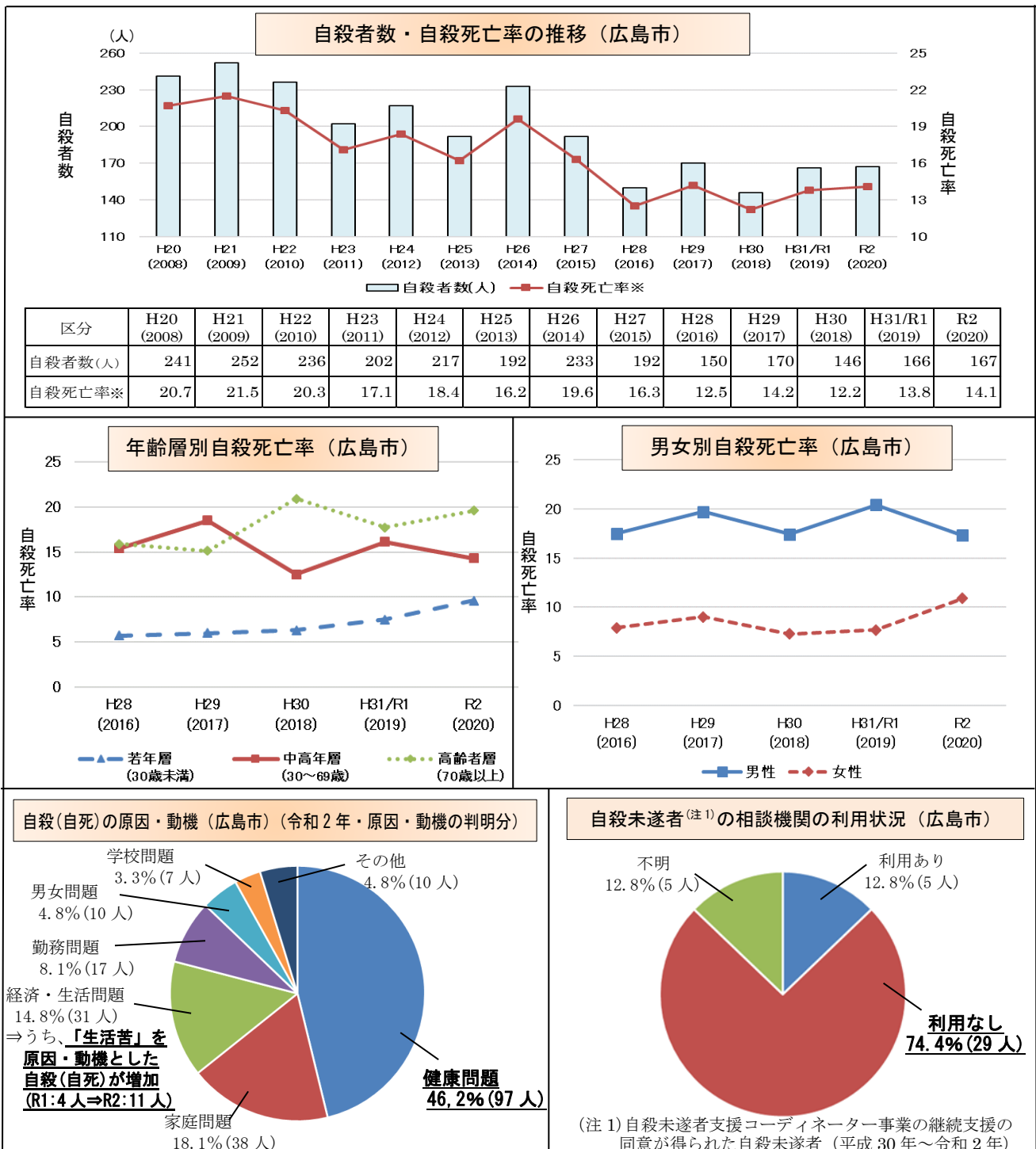
計画の期間

- 令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)までの5か年とします。

2 広島市における自殺(自死)の現状と課題

統計分析から見た現状と課題

- 自殺者数及び自殺死亡率^(※)は、総じて減少傾向にありますが、近年は増減を繰り返しています。
 - 年齢層別では、「若年層（30歳未満）」及び「高齢者層（70歳以上）」、男女別では「女性」の自殺死亡率が増加傾向にあります。
※自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数
 - 自殺(自死)の原因・動機別では、「健康問題」が最も多くなっています。
 - 自殺未遂者^(注1)のうち、約74%が相談機関を利用していません。
- ⇒ 自殺死亡率が増加傾向にある若年層、高齢者層及び女性への対策の強化が必要と考えます。
- ⇒ 精神科医療や悩みに応じた相談機関に適切につなぐ取組の強化が必要と考えます。



「令和2年広島市こころの健康に関するアンケート調査結果」から見た現状と課題

【調査の概要】

- 調査対象 広島市内に居住する15歳以上の市民の中から3,000人を無作為抽出
- 調査方法 郵送法
- 回収数 1,611人(53.7%)
- 調査時期 令和2年11月2日～令和2年11月17日

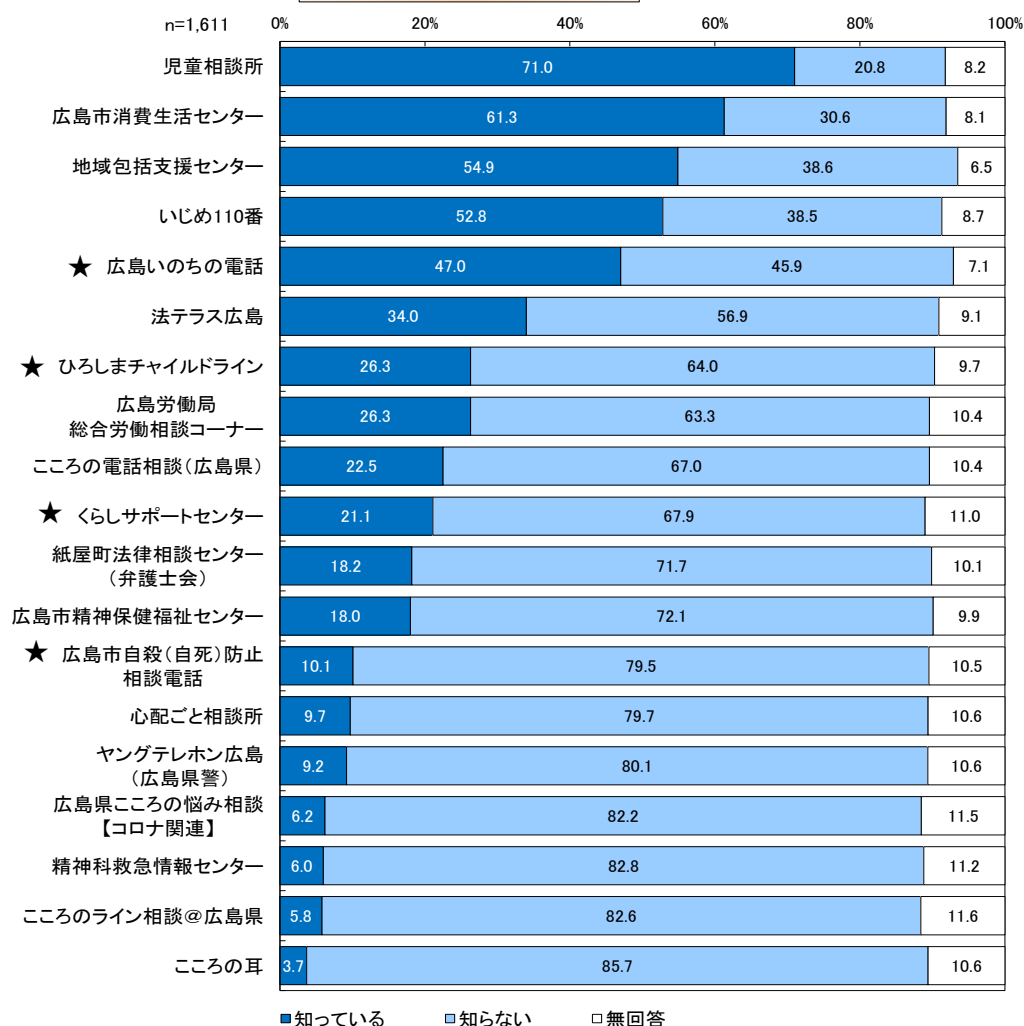
■ 市民への認知度が低い相談機関が多くあります。

⇒ 特に自殺(自死)問題に関連性等が強い相談機関及び自殺(自死)のリスクが低い段階の初期対応を含めた相談に対応する相談機関であり、後述する重点取組施策の対象である「若年層」及び「生活困窮者」からの相談を対象とし、認知度が低いため、認知度の向上が必要と考える相談機関(グラフ「相談機関の認知度」の★マークの機関)の認知度の向上が課題であり、相談機関のより一層の周知が必要と考えます。

■ 自殺(自死)対策のために何か取り組みができると考える市民が約85%います。

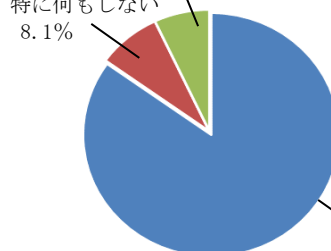
⇒ 地域社会で共助の担い手として、市民一人ひとりに自殺(自死)対策に取り組んでもらうための支援の充実が必要と考えます。

相談機関の認知度



自殺(自死)対策のために取り組むことができること

無回答 7.0%
特に何もしない 8.1%



何か取り組むことができる(84.9%)

※内訳(複数回答可)

- **これまで以上の家族や友人への目配り 56.5%**
- 家族でうつ病等を話し合う機会をつくる 33.4%
- 職場のメンタルヘルス環境の改善に取り組む 30.9%
- 家庭や地域でうつ病等の正しい知識を伝える 29.7%
- うつ病や自殺(自死)に関する講習会への参加 19.9%
- ゲートキーパー活動への参加 10.6%
- その他 3.1%

3 第3次計画の概要

基本理念

かけがえのない命を支え合い、生きる喜びを分かち合えるまち「ひろしま」
～ささえあい、みとめあい、ゆるしあえる社会を目指して～

基本認識

- ◎ 自殺(自死)は、その多くが追い込まれた末の死である
- ◎ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ◎ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

数値目標

広島市の自殺死亡率※を11.7以下にする

(過去5年間(平成27年(2015年)から令和元年(2019年))の自殺死亡率の平均値13.8を15%、26人減)

※自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数

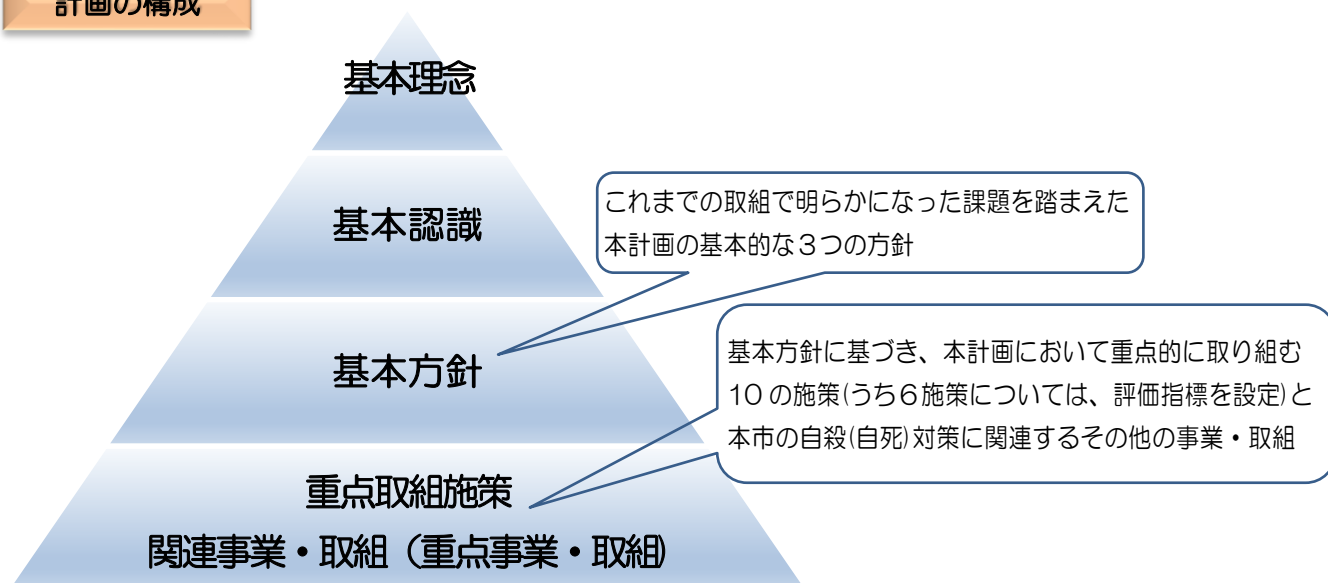
区分	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
自殺者数 (人)	192	150	170	146	166	167	/	/	/	/	/	/
自殺死亡率 ※	16.3	12.5	14.2	12.2	13.8	14.1	/	/	/	/	/	/
数値目標	過去5年間の自殺死亡率の平均13.8 過去5年間で自殺死亡率が15%減少							過去5年間の平均値 13.8を15%減少				11.7 以下

(参考) 第2次計画における総括目標

広島市の自殺死亡率を13.0以下にする(平成27年比で20%、39人減)

⇒令和2年の自殺死亡率は14.1であり、目標達成は困難な見込みです。

計画の構成



4 第3次計画の詳細

基本方針、重点取組施策、評価指標及び事業・取組

自殺(自死)に関連する事業の進捗や推移を点検・評価し、計画の実効性を確保していくため、重点取組施策のうち、進捗等が確認できる6施策について評価指標を設定するものです。

基本方針1 自殺(自死)ハイリスク者対策の充実

- 自殺(自死)ハイリスク者（自殺死亡率が増加している「若年層」「高齢者層」「女性」及び自殺(自死)の原因・動機として増加している生活苦に関連する「生活困窮者」）への対策を強化します。
- 自殺(自死)ハイリスク者への相談支援に当たる専門職の対応力の向上を図ります。

【重点取組施策】

⑧：令和4年度以降、新規開始予定の施策

⑨：令和4年度以降、拡充予定の施策

番号	施策名	内容
1	⑧SOSの出し方に関する教育の充実 評価指標1	小・中学校では、道徳科を中心に、各教科、特別活動、総合的な学習の時間などとの連携を図り、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）等を進めます。また、高等学校では、生きることのすばらしさの自覚を深めることができるよう、各教科や特別活動、総合的な探究の時間など、教育活動全体を通じて、人間としてのあり方や生き方を探究する学習を進めます。
2	⑨インターネットを活用した相談支援体制の構築 評価指標2	ICT技術を活用してインターネット上で自殺(自死)のリスクのある人に対し、メールによる迅速な相談対応や適切な相談支援機関への確実なつなぎなど、相談者に寄り添った継続型の支援事業を新たに実施し、支援体制の構築を図ります。
3	⑨困難を抱えた人々の支援にあたる専門職の対応力向上 評価指標3	高齢者支援を行う介護支援専門員の勉強会においてゲートキーパー ^(注2) 研修を実施するとともに、生活困窮者や女性等への支援を行っている相談機関に対しても引き続きゲートキーパー研修への受講を働きかけます。また、受講済の専門職に対しては困難事例への対応方法等を研修で教授するなどして、対応力の向上を図ります。

(注2) 自殺(自死)の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、各自治体が養成。

評価指標1 スクールカウンセラーを活用したSOSの出し方に関する教育の公立小・中学校の実施状況（重点取組施策1）

現状（令和2年度）	5校（小学校3校、中学校2校）
目標（令和8年度）	公立小・中学校全校実施（小学校141校、中学校65校 ^(注3) ）

(注3) 中等教育学校1校を含む。

【事業・取組】スクールカウンセラーを活用したSOSの出し方に関する教育（令和2年度から開始）

学校において命や暮らしの危機に面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいのかの具体的な実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶことを目的として開始しました。

公立小・中学校の全校実施に向けて、計画的に実施校の拡大を図るとともに、必要に応じて内容等の見直しを行い、内容の充実を図ります。（令和3年度：68校（小学校34校、中学校34校）、令和4年度：153校（小学校106校、中学校47校）、令和5年度以降：公立小・中学校全校実施）

評価指標2 インターネットを活用した相談支援事業における累計相談者数（重点取組施策2）

現状（令和2年度）	未実施
目標（令和8年度）	累計相談者数850人（令和4年度50人、令和5年度以降毎年度200人）

【事業・取組】インターネットを活用した相談支援事業（令和4年度～）

自殺(自死)のハイリスク者が必要とする相談支援につながるよう、インターネットを活用した相談支援事業を新たに開始し、支援体制の構築を目指します。目標値は、他都市の同事業の相談実績に基づき設定しています。

※令和4年度は6か月間モデル実施（新規相談者の受付3か月間＋相談者に対する継続支援最長3か月間）とします。

※令和5年度以降は、令和4年度のモデル実施の効果検証を行った上で、実施のあり方等を検討します。

評価指標3 相談機関職員を対象としたゲートキーパー研修の累計受講者数（重点取組施策3）

現状（令和2年度）	累計受講者数3,340人（平成19年度～）
目標（令和8年度）	累計受講者数5,000人（令和3・4年度250人、令和5年度以降290人）

【事業・取組】相談機関職員を対象としたゲートキーパー研修（既存事業）

同研修は、相談機関職員に対して、早期対応の中心的役割を果たせるようメンタルヘルスと自殺(自死)予防の知識の普及を図ることを目的として実施しています。今後もさらなる研修の受講促進を図り、受講者数の増加に努めるとともに、研修の質の向上に努め、相談機関職員の対応力向上を目指します。

基本方針2 共助の精神に基づく自殺(自死)対策の取組等への支援

- 市民一人ひとりが地域社会で共助の担い手として、不安や悩みを抱える人々に寄り添った支援を行っていきよう、見守り・声掛けを行うことができる人材を育成します。
- 孤立・孤独化対策等に取り組む団体・グループに対する支援充実等に取り組みます。

【重点取組施策】

④：令和4年度以降、新規開始予定の施策
⑤：令和4年度以降、拡充予定の施策

番号	施策名	内容
4	④ 心の不調を抱える人を支援する人材の育成 評価指標4	地域福祉関係団体などの地域福祉の中心的な担い手を始め、広く市民を対象に心の不調を抱える人への初期対応(精神疾患等への正しい知識と理解を持ち、傾聴を中心とした対応)ができるよう、国が実施を検討している「心のサポーター養成事業(注4)」等を活用した人材育成研修を新たに実施します。
5	⑤ 生活困窮者等を支援する団体への支援強化	住む場所のない「生活苦」等を原因・動機とする自殺(自死)が増加していることから、住居を持たない生活困窮者に対して、一定期間、宿泊場所や衣食を提供するなどの援助を行っているNPO法人等の運営体制強化を支援します。
6	⑤ 孤立・孤独化しやすい人々の居場所づくり	ひきこもり当事者など社会的な孤立・孤独に陥りやすい人々については、社会参加につながる前段階として、自己肯定感を育み、自信と気力を取り戻す場を確保することが効果的であり、ひきこもりや不登校等の支援に当たっているNPO法人と連携して、気軽に利用できる居場所づくりの拡充に取り組みます。
7	地域の実情に応じた高齢者の見守り	他の年齢層に比べ、「健康問題」を原因・動機とする自殺(自死)が特に多く、日常生活を営む上で様々な困り事を抱えた高齢者を地域全体で支え合うため、地域包括支援センターがコーディネーターとなり、小学校区を基本として地域の実情に応じた高齢者の見守りを実施している「高齢者地域支え合い事業」の全市展開に取り組みます。

(注4) メンタルヘルスの問題を抱える家族や友人、同僚など身近な人に対して傾聴を中心とした支援を行う「心のサポーター」を各地域で養成。

評価指標4 市民アンケート「自殺(自死)対策のために取り組むことができること」の「これまで以上の家族や友人への目配り」ができるとする回答の割合(重点取組施策4)

現状(令和2年度)	56.5%(p3参照)
目標(令和8年度)	60.0%以上

【事業・取組】心のサポーター養成事業の実施(令和6年度以降開始予定)

今後、地域福祉の中心的な担い手を始め、広く市民を対象に心の不調を抱える人への初期対応(精神疾患等への正しい知識と理解を持ち、傾聴を中心とした対応)ができるような人材育成研修(心のサポーター養成事業)を新たに実施することにより、共助による支え合いを推進し、これまで以上に家族や友人への目配りが出来る市民の増加に努めていきます。国と同様に令和6年度から研修が開始できるよう、他都市の調査や情報収集など、着実に準備を進めていきます。

【事業・取組】民生委員・児童委員等への研修(既存事業)

民生委員・児童委員等を対象として、様々な悩みを抱える人の話を傾聴し、状況に応じて適切な相談機関等へのつながりが行えるよう、自殺(自死)予防対応力向上のための研修を各区で実施しています。今後もさらなる研修の受講促進を図り、民生委員・児童委員等がその家族、友人等への目配りができるように努めていきます。

基本方針3 関係機関のネットワークの強化

- 認知度が低い相談機関が多く、自殺未遂者の約 74%が専門の相談機関を利用していない現状があることから、悩みや不安を抱えた人が相談機関を利用することにより自殺(自死)リスクの軽減につながるよう、**各種相談機関の周知**に一層努めます。
- 自殺(自死)の多くは健康問題、経済・生活問題、家庭問題等、複合的な原因及び背景を有しているため、相談・医療機関につながった後も自殺(自死)の危険性を高めた背景にある様々な問題に対して、精神科医療機関と相談機関間が連携して包括的に対応できるよう、自殺(自死)対策推進センターや区役所厚生部が役割分担しながら**関係機関のネットワークの強化**等に取り組みます。

⑧：令和4年度以降、新規開始予定の施策

⑨：令和4年度以降、拡充予定の施策

【重点取組施策】

番号	施策名	内容
8	⑧ 相談機関の効果的な周知(再掲) 評価指標5	悩みや不安を抱えた人に手軽に相談機関の情報を得ることができる手段としてICT技術を活用し、インターネット上で自殺手段等を検索した方に、悩みに応じた相談窓口等の広告を表示することで、相談機関をより効果的に周知します。 また、市民に認知度が低い相談機関が多いことを踏まえ、新聞広告等により相談機関の周知・啓発を推進するとともに、相談機関等の一覧が記載された一覧表を新たに作成し、相談機関等の職員への周知及び相互連携の強化を図ります。
9	⑧ 精神科医療機関と相談機関の連携強化	特に自殺(自死)のリスクが高く、リスクを高めた背景にある問題を解決するべきと精神科医師が判断した場合、患者の同意に基づき、保健師等がコーディネーター役となり、患者の悩みに応じた適切な相談機関につなぎ、継続した支援を行う体制の整備を新たに図ります。また、地域の精神科医療機関に対して、本市の自殺(自死)の現状や自殺(自死)対策に係る相談機関を周知し、相談機関へつなぐ意識を醸成することを目的とした研修を新たに実施します。
10	⑨ 相談機関間の連携強化 評価指標6	各分野の相談機関が連携を強化して包括的に対応できるよう、「うつ病・自殺(自死)対策相談機関実務者連絡会議」について、グループワークによる事例検討に加え、各相談機関の活動内容の情報交換や課題等の共有を行うとともに、自殺(自死)対策推進センターが、各相談機関を掲載した一覧表や連携事例などを集約した事例集を新たに作成し、同会議のメンバーに配付するなどして、各相談機関の対応力等の向上に取り組みます。

評価指標5 市民アンケート「相談機関の認知度」の割合(重点取組施策8)

現状(令和2年度)	以下の4機関の認知度(「知っている」の割合)(p3(★の相談機関)参照) ①広島いのちの電話(47.0%) ②広島市自殺(自死)防止相談電話(10.1%) ③ひろしまチャイルドライン(26.3%) ④くらしサポートセンター(21.1%)	自殺(自死)問題に特に関連性が高い相談機関 生活上の悩みや不安を抱えている「若年層」や「生活困窮者」に対し早期の段階から支援に当たっているが、認知度の向上が必要な相談機関
目標(令和8年度)	上記の4機関の認知度の向上	

【事業・取組】本計画において各相談機関における相談内容等を新規掲載(令和3年度～)

本計画のp23～26に新たに各相談機関の相談内容等を掲載し、本計画の閲覧者に相談機関を周知します。

【事業・取組】相談機関等が記載された一覧表の新規作成・配付(令和4年度～)

相談機関等が記載された一覧表を新たに作成・配付し、相談機関等の利用者や職員に様々な相談機関があることを周知するとともに、相談機関同士の連携強化を図ります。

【事業・取組】インターネットを活用した相談支援事業(令和4年度～)

インターネット上で自殺手段等を検索した方に、悩みに応じた相談窓口等の広告を表示することにより、自殺(自死)のハイリスク者への相談機関の周知を効果的に実施します。

評価指標6 「うつ病・自殺(自死)対策相談機関実務者連絡会議」の開催回数(重点取組施策10)

現状(令和2年度)	年間1回
目標(令和8年度)	年間4回

【事業・取組】うつ病・自殺(自死)対策相談機関実務者連絡会議の実施(既存事業)

同会議は、保健・医療・福祉・教育・労働等の様々な分野の相談機関実務者が集い、処遇困難事例の検討及び情報交換等を行うとともに、相互のネットワークづくりを進めることを目的として実施しています。今後は、効果的な対応や連携について実務者同士で検討するため開催回数を増やし、顔の見える関係を構築していきます。(令和4年度以降、毎年度4回)

具体的な施策展開

本計画では、再掲を含め、計 146 の自殺(自死)対策に資する事業・取組（関連事業・取組）を実施します。（関連事業・取組については、p10～11 に記載しています。）

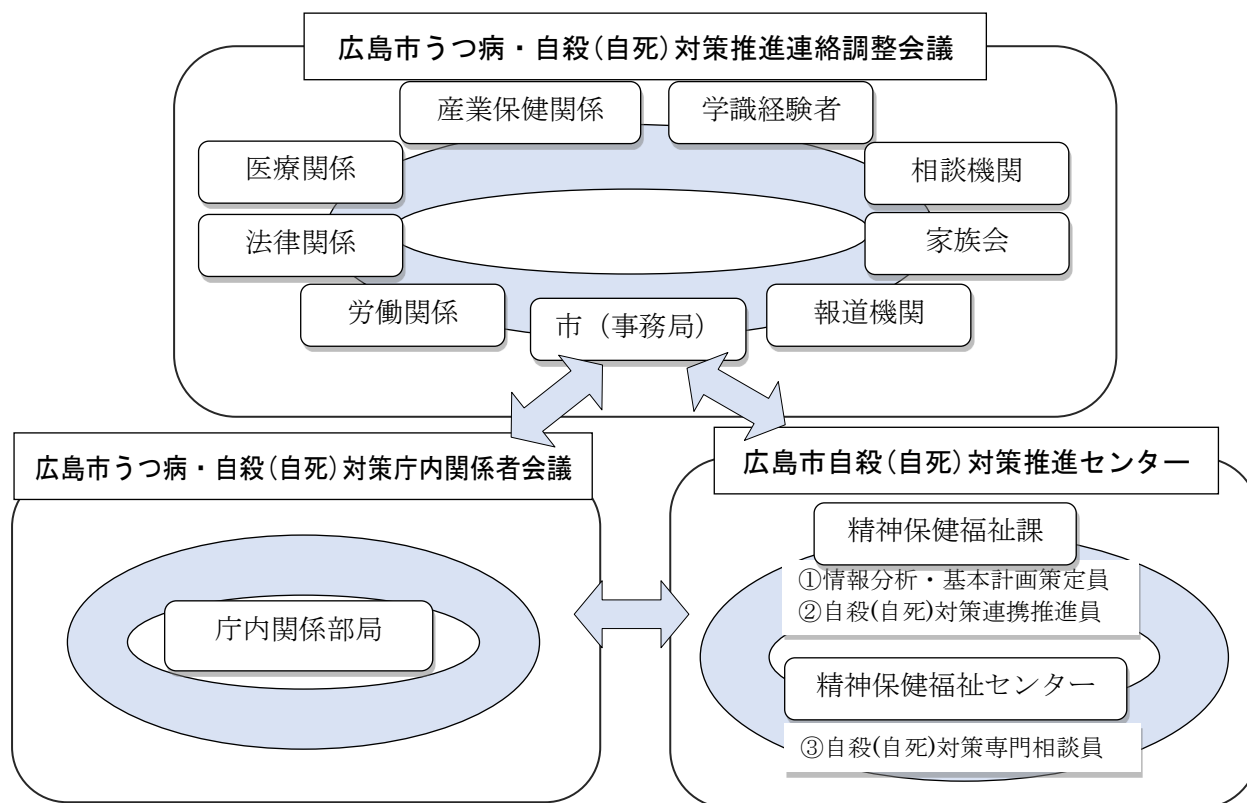
なお、関連事業・取組については、施策体系ごとに大分類で 10 に分類しており、これは平成 29 年に改定された国の自殺総合対策大綱における当面の重点施策を基に、本市の自殺(自死)対策に係る事業・取組の実情に合わせて分類したものです。

施策体系	関連事業・取組(計 146)
1 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す	「自殺(自死)やうつ病等の精神疾患に関する正しい知識の普及啓発」、 「心の不調を抱える人を支援する人材の育成」など (事業・取組数 10)
2 自殺(自死)対策の推進に資する調査研究を推進する	「広島市自殺(自死)対策推進センターの運営(情報分析・基本計画策定員による自殺(自死)の実態把握・分析等)」 (事業・取組数 1)
3 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	「広島ひきこもり相談支援センターの運営」、 「企業と連携した健康教室の開催」など (事業・取組数 23)
4 自殺(自死)対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る	「医療機関スタッフへのゲートキーパー研修」、 「相談機関職員の資質向上(ゲートキーパー養成)」など (事業・取組数 11)
5 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	「精神科医療機関と相談機関の連携強化のための体制整備等」、 「かかりつけの医師と精神科医との連携強化」など (事業・取組数 13)
6 社会全体の自殺(自死)リスクを低下させる	「一時生活支援事業の実施」、 「高齢者地域支え合い事業の実施」など (事業・取組数 57)
7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	「相談の手引(相談機関や医療機関の情報集)等の作成・配付」、 「自殺未遂者支援コーディネーター事業の実施」など (事業・取組数 7)
8 民間団体等との連携を強化する	「うつ病・自殺(自死)対策相談機関実務者連絡会議におけるネットワークづくり」、 「社会福祉法人広島いのちの電話相談事業補助(24H電話相談)」など (事業・取組数 10)
9 子ども・若者の自殺(自死)対策を更に推進する	「インターネットを活用した相談支援事業の実施」、 「SOS の出し方に関する教育の充実」など (事業・取組数 5)
10 遺された人の苦痛を和らげる	「自死遺族等グループの運営支援」など (事業・取組数 9)

5 第3次計画の推進

推進体制

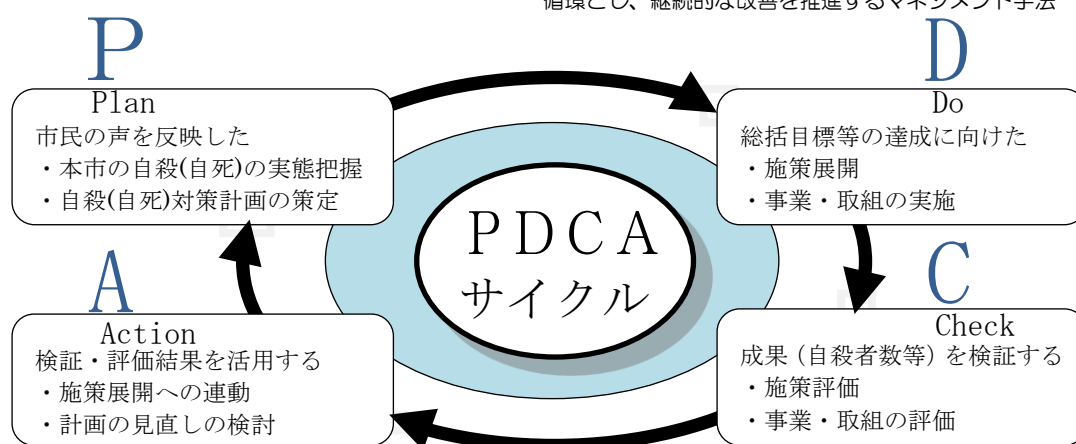
「広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議」、「広島市うつ病・自殺(自死)対策庁内関係者会議」及び「広島市自殺(自死)対策推進センター」がそれぞれの機能を発揮し、相互に連携することにより、総合的・効率的に計画を推進していきます。



計画の点検・評価

計画の実効性を確保するために、PDCAサイクル(※)の視点に基づき、毎年、計画の執行状況等を点検・評価し、適切な進行管理を行います。なお、点検・評価等に際しては、「広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議」等の意見を聴くとともに、市のホームページ等を活用して広く市民への情報提供に努めます。

(※)PDCAサイクル
Plan(計画)⇒Do(実施)⇒Check(評価)⇒Action(改善)の循環とし、継続的な改善を推進するマネジメント手法



広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画（第3次）の施策体系図

基本理念：かけがえのない命を支え合い、生きる喜びを分かち合えるまち「ひろしま」
～ささえあい、みとめあい、ゆるしあえる社会を目指して～

○印は本計画における新規事業（令和4年度以降に開始予定の新規事業は下線）を、**太字**は重点事業・取組を示します。

1 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す 【基本方針1、2、3】

- ① 自殺(自死)やうつ病等の精神疾患に対する正しい理解の促進
ア 自殺(自死)やうつ病等の精神疾患に関する正しい知識の普及啓発
イ 自殺予防週間（9月10日～16日）及び自殺対策強化月間（3月）の推進
ウ 自殺(自死)予防に関するホームページの充実
エ 産後の心身の変化や産後うつ病に関する啓発
オ 心の不調を抱える人を支援する人材の育成
カ 市職員に対するゲートキーパー研修の実施

- ② 児童生徒が命の大切さを実感できる教育の実施
ア 子どもの人間関係づくり推進プログラムの実施
イ いじめ・不登校への早期支援プログラムの実施
ウ SOSの出し方に関する教育の充実
エ 人権教育の推進

2 自殺(自死)対策の推進に資する調査研究を推進する 【基本方針1】

- ① 自殺(自死)の実態把握
ア 広島市自殺(自死)対策推進センターの運営（情報分析・基本計画策定員による自殺(自死)の実態把握・分析等）

3 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する 【基本方針2】

- ① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
ア 企業と連携した健康教室の開催
イ 「広島市地域保健・職場保健連携推進協議会」における職場のメンタルヘルス対策の実施

- ② 地域における心の健康づくりの推進
ア 元気じゃけんひろしま21（第2次）の推進
イ 心の健康づくりの推進
ウ 保健師による訪問型支援の実施
エ 依存症相談拠点の運営
オ 広島ひきこもり相談支援センターの運営
カ 高齢者の多様な活動の支援
キ 高齢者の外出・交流機会の提供
ク 高齢者いきいき活動ポイント事業の実施
ケ 被爆者の健康づくりの推進
コ 青少年支援メンター制度の推進
サ 区役所子ども家庭相談コーナーの運営
シ 健康の保持・回復のための運動施設の設置(公園緑地の活用)

- ③ 学校における心の健康づくりの推進
ア スクールカウンセラーによる相談活動（スクールカウンセラー活用事業）
イ 教職員による心の健康づくり
ウ 思春期の心の成長を促す指導
エ 心の健康相談事業の実施
オ 市立高等学校精神保健連絡会での精神科医からの指導助言
カ 広島市立大学カウンセリングサービスの実施
キ 市立看護専門学校スクールカウンセリングの実施

- ④ 大規模災害等における被災者等の心のケア
ア 災害時の心のケア
イ 新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア

4 自殺(自死)対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る 【基本方針1、2】

- ① 医療関係者の資質向上
ア かかりつけの医師等のうつ病対応力の向上
イ 医療機関スタッフへのゲートキーパー研修
- ② 相談支援関係者等の資質向上
ア 相談機関職員の資質向上(ゲートキーパー養成)
イ 市職員に対するゲートキーパー研修の実施(再掲)
ウ 心の不調を抱える人を支援する人材の育成(再掲)
エ 民生委員・児童委員等への研修

- ③ 教職員等の資質向上
ア 精神保健福祉センター教育研修事業の実施
イ 教職員の啓発
ウ 教職員への研修（子どもの自殺(自死)予防）
エ 青少年教育相談員への研修

- ④ 自殺(自死)対策従事者への心のケアの推進
ア 自殺(自死)対策従事者への心のケアの推進

5 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする 【基本方針3】

- ① 精神科医療等の充実
ア 精神科医療機関や福祉サービス等の紹介
イ 精神障害者通院医療費補助
ウ 重度精神障害者通院医療費補助
エ 精神科救急医療システムの運営(24H精神科救急センター受入、24H電話相談など)
オ かかりつけの医師と精神科医との連携強化
カ かかりつけの医師等のうつ病対応力の向上(再掲)
キ 精神科医療機関と相談機関の連携強化のための体制整備等

- ② 子どもの心の診療体制の整備の推進
ア 環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童に対する入所・通所治療
イ 舟入市民病院小児心療科外来による支援
ウ 教職員による相談活動
エ 青少年総合相談の実施
オ 心の健康相談事業の実施(再掲)

- ③ 依存症対策の推進
ア 依存症相談拠点の運営(再掲)

6 社会全体の自殺(自死)リスクを低下させる 【基本方針1、2、3】

- ① 相談機関ネットワーク体制の整備
ア うつ病・自殺(自死)対策相談機関実務者連絡会議におけるネットワークづくり
イ 相談の手引(相談機関や医療機関の情報集)等の作成・配付
ウ 広島市自殺(自死)対策推進センターの運営（自殺(自死)対策連携推進員による自殺(自死)対策ネットワークの強化）

- ② 精神保健福祉に関する相談
ア 心の健康づくりの推進(再掲)
イ 依存症相談拠点の運営(再掲)
ウ 広島市自殺(自死)対策推進センターの運営（自殺(自死)対策専門相談員による電話相談対応等）
エ 広島ひきこもり相談支援センターの運営(再掲)

- ③ 生活支援に関する相談
ア 消費生活センターでの多重債務問題への対応
イ 市民相談センター等での法律相談の実施

- ④ 生活困窮者に対する相談・支援
ア 生活困窮者の自立相談支援事業の実施(くらしサポートセンター)
イ 就労支援の実施
ウ 住居確保給付金給付事業の実施
エ 家計改善支援事業の実施
オ 一時生活支援事業の実施
カ 生活困窮世帯学習支援事業の実施

- ⑤ 中小企業の経営に関する相談
ア 中小企業支援センターでの相談事業の実施
イ 中小企業金融対策の実施（広島市中小企業融資制度）

- ⑥ 雇用に関する相談・支援
ア 広島市雇用対策協定に基づく就労支援等の取組の推進
イ 就職氷河期世代等支援事業の実施
ウ 働く女性・若者のための就労環境整備の推進

- ⑦ 女性及び男性のための相談
ア 妊娠・出産包括支援事業の実施
イ 母子相談の実施
ウ 女性のためのなんでも相談の実施
エ 男性のためのなんでも相談の実施

- ⑧ 性的マイノリティへの支援
ア 人権啓発事業の実施
イ パートナースhip宣言制度の実施

- ⑨ 暴力に関する相談
ア 暴力被害相談の実施
イ 犯罪被害者等総合相談窓口の運営
ウ 配偶者暴力相談支援センターの運営

- ⑩ ICTを活用した自殺(自死)対策の強化
ア インターネットを活用した相談支援事業の実施

- ⑪ インターネット上の有害サイトへの対応
ア 電子メディアと子どもたちの健全な関係づくりの推進

- ⑫ 高齢者とその介護者への支援
ア 地域包括支援センターにおける相談支援
イ 保健・医療・福祉総合相談窓口の運営
ウ 訪問型生活支援事業の実施
エ 家族介護教室の開催
オ 介護サービス相談員派遣事業の実施
カ 高齢者地域支え合い事業の実施
キ 認知症カフェ運営事業の実施
ク 認知症コールセンターの運営
コ 認知症高齢者等の家族の会に対する支援
サ 認知症疾患医療センターの運営
シ 認知症初期集中支援チームの運営

- ⑬ 子どもの自殺(自死)の防止
ア いじめ・不登校等対策ふれあい事業の実施
イ 学校問題解決支援事業の実施
ウ いじめ110番の運営
エ 「子どものいじめ」に関する情報提供窓口の運営
オ ネットパトロールの実施
カ 心の健康相談事業の実施(再掲)
キ 市立高等学校精神保健連絡会での精神科医からの指導助言(再掲)
ク 青少年支援メンター制度の推進(再掲)
コ 思春期生徒に対する相談先カードの配布

- ⑭ 慢性疾患患者等に対する支援
ア 小児慢性特定疾病の子どもと保護者のための相談の実施
イ 難病患者及び家族への相談の実施

- ⑮ 虐待の防止
ア 児童相談所等における児童虐待の相談・支援
イ 区役所子ども家庭相談コーナーの運営(再掲)
ウ 各区の保健・医療・福祉総合相談窓口や地域包括支援センターにおける相談支援
エ 障害者虐待防止センターにおける障害者虐待の相談・支援

7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ 【基本方針1、3】

- ① 自殺未遂者や家族に対する支援
ア 自殺未遂者支援コーディネーター事業の実施
イ 自殺未遂者等への相談機関が掲載されたリーフレットの配布
ウ 教職員による自殺未遂者への支援
エ スクールカウンセラー活用事業による自殺未遂者への支援（スクールカウンセラー活用事業）
オ 青少年総合相談の実施(再掲)
カ 教職員の啓発(再掲)
キ 相談の手引(相談機関や医療機関の情報集)等の作成・配付(再掲)

8 民間団体等との連携を強化する 【基本方針3】

- ① 行政と民間団体、民間団体間の連携の強化
ア うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議におけるネットワークづくり
イ うつ病・自殺(自死)対策相談機関実務者連絡会議におけるネットワークづくり(再掲)
ウ 広島市自殺(自死)対策推進センター運営（自殺(自死)対策連携推進員による自殺(自死)対策ネットワークの強化）(再掲)
エ 相談の手引(相談機関や医療機関の情報集)等の作成・配付(再掲)
オ 民間相談団体の活動紹介
カ 社会福祉法人広島いのちの電話相談事業補助(24H電話相談)
キ NPO法人ひろしまチャイルドラインフリーダイヤル「その思い、きかせて!」の電話相談事業に対する補助
ク 高次脳機能障害者支援事業(NPO法人高次脳機能障害サポートネットひろしまへの相談事業委託)
ケ 「暮らしとこころの相談会」及び「まちかど生活相談会」の実施
コ 依存症相談拠点の運営(再掲)

9 子ども・若者の自殺(自死)対策を更に推進する 【基本方針1】

- ① ICTを活用した自殺(自死)対策の強化
ア インターネットを活用した相談支援事業の実施(再掲)
- ② 児童生徒が命の大切さを実感できる教育の実施
ア 子どもの人間関係づくり推進プログラムの実施(再掲)
イ いじめ・不登校への早期支援プログラムの実施(再掲)
ウ SOSの出し方に関する教育の充実(再掲)
エ 人権教育の推進(再掲)

10 遺された人の苦痛を和らげる 【基本方針1】

- ① 大切な人を自死で亡くされた方(自死遺族等)への支援
ア 自死遺族等グループの運営支援
イ 自死遺族等支援のための講演会・研修会等の実施
ウ 自死遺児支援のための研修会の実施
エ 自死遺族等向けリーフレットの作成・配布

- ② 学校での事後対応の促進
ア 事後対応マニュアルの普及
イ 専門家の派遣
ウ 教職員による遺された人への支援
エ スクールカウンセラーによる遺された人への支援（スクールカウンセラー活用事業）
オ 教職員の啓発(再掲)